

令和3年度

# 総務教育常任委員会会議録

令和3年7月29日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和3年度

# 総務教育常任委員会

令和3年7月29日（木曜日）第1号

---

◎案件

(1) 調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）

---

◎出席委員（6名）

委員長	川村明雄	副委員長	花田勇
委員	木村隆	委員	杉村志朗
委員	平野隆雄	委員	溝部幸基

---

◎欠席委員（0名）

---

◎委員外議員（0名）

---

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
町民課長	村田洋臣	企画課企画係長	尾崎司宙
教育長	小野寺則之	教育委員会事務局長	石岡大志

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊		

---



○委員長（川村明雄）

おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は、調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）であり、資料等は皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長の挨拶を行います。

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

総務教育常任委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、総務教育常任委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の調査事件は、第5次福島町総合計画の変更についてとなっております。

第5次福島町総合計画につきましては、後期実施計画の2年目を迎えておりますが、今般の変更につきましては、この度のローリング作業に伴う事業計画の変更となっております。

また、国の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって期限切れとなり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたところでございます。

町といたしましては、引き続き過疎対策を講ずる必要があると考えてるところから、新過疎法に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものでございます。

このあと、担当から資料の内容を詳しく説明をいたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いをいたします。

以上、簡単ではありますが、総務教育常任委員会の開催にあたっての、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長の挨拶を終わります。

これより調査事件に入りますが、まず調査の方法について、説明をいたします。

最初に資料の説明を受け、不明な点や疑問な点についての説明に対する質疑を行います。質疑が終了した段階で、調査内容について説明員と意見交換を行います。意見交換が終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとり、休憩中に論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。その後、最終的な委員会意見の取りまとめをし、議長に提出することになります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）の調査に入りますが、予め調査内容について、簡単に説明いたします。

本調査事件につきましては、定例会6月会議において議決された第5次福島町総合計画後期実施計画について、令和3年度のローリング作業に伴い事業内容に変更が生じたため、変更となったその内容等を調査するものであります。

また、町では過疎対策事業を実施するにあたり、令和3年3月31日に期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法に代わり、4月1日から施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による支援措置を活用するため、福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定を進めておりますが、この度、町より計画案が示されたことから、後期実施計画の変更内容と併せて審査いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）を議題といたします。

内容の説明を求めます。

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、総務教育常任委員会資料の1ページをお願いいたします。  
調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画を含む）。  
はじめに、第5次福島町総合計画の変更についてでございます。

1、変更の目的について。

先の6月会議において議決された本計画について、令和3年度のローリング作業に伴い変更が生じたため、第5次福島町総合計画後期実施計画の一部を変更するものでございます。

ローリング作業につきましては、過疎計画の策定に関連し、今年度は実施時期を前倒して実施したものでございます。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画については、事業件数が159件、総事業費56億9,470万円となっているものに、新規の事業として4件、事業費が2,590万円を増額、変更の生じた25事業に係る事業費を4億3,860万円増額し、総事業費を61億5,920万円に変更するものでございます。

財源の主な内訳につきましては、国・道支出金が2億320万円の増額、地方債が3億1,650万円の増額、その他財源が1,490万円の増額、一般財源が7,010万円の減額となるものでございます。

(1) 総事業費等の変更について。

ただいまの説明を表にしたものでございます。

新規事業は4件でございますけれども、後期実施計画掲載事業の1件が展望計画へ移行したため、3事業の増加となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

(2) 変更区分の概要についてでございます。

こちらにつきましては、変更の理由毎に整理した内容となっておりますので、確認をお願いいたします。次のページ。

(3) 施策体系別の変更について。

こちらにつきましても、基本方向の項目別における変更の内容に整理したものでございますので、ご確認を願います。

次のページをお願いいたします。

(4) 事業費等に変更が生じた事業について。

総務教育常任委員会所管分について、ご説明いたします。

上段の事業名が、地域おこし協力隊事業。変更の内容につきましては、観光分野で新たに協力隊1名を採用するところでございます。令和3年度から令和5年度まで、観光推進に従事する1名の事業費を追加したものでございます。令和3年度の事業費が210万円の増、令和4年度事業費が360万円の増、令和5年度事業費が360万円の増となるものでございます。

なお、令和3年度の事業費につきましては、先の6月会議で補正済みでございます。

総事業費が930万円の増となるものでございます。

中段の福島町チャレンジスピリット応援事業。変更の内容につきましては、令和2年度の事業実績によりまして、事業件数見込件数を見直したものでございます。当初は、300万円の9名を見込んでございましたけれども、変更にあたっては300万円の3名の事業費の計上となるものでございます。

これによりまして令和3年度の事業費が1,800万円、それぞれ令和4年度・令和5年度1,800万円の減となるものでございます。総事業費トータルで3,700万円の減となります。

1番下段の事業名が、テレビ放送共同受信施設整備費補助事業でございます。

変更の内容につきましては、共聴組合の設備改修の予定時期の見直しによる補助団体を追加したものでございます。令和3年度に吉岡の共聴組合が設備改修の補助金を予定してございますけれども、新たに令和5年度日向地区の設備改修補助金を追加したものでございます。令和5年度の事業費が420万円の増となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の高度無線環境整備推進事業、それと一番下の学校教育活動継続支援事業、こちらにつきましては

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、令和2年度に事業費も補正したところでございますけれども、いずれの事業も事業の繰越による変更ということで、令和3年度に計画を移行したものでございます。

どちらも繰越明許事業ということで、総合計画の実施年度を、どちらも令和3年度に持ってきたものでございますので事業費に変更はございません。

中段の事業名が、全国中学校相撲大会開催事業でございます。変更の内容につきましては、実行委員会助成金を追加したものでございまして、令和3年度に40万円の事業費を実行委員会助成金の事業費を追加したものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段のGIGAスクールサポーター配置支援事業。変更の内容につきましては、国庫補助金が見込まれることから財源内訳を変更したものでございます。国・道支出金が390万円の増、一般財源が390万円の減となるものでございまして、総事業費に変更はございません。

中段の事業名が、青少年交流センター整備事業でございます。変更の内容につきましては、建設事業費を追加したものでございます。令和4年度に青少年交流センター建設事業費2億5千万円を追加したものでございます。

下段の事業名が、町勢要覧作成事業でございます。変更の内容につきましては、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種のイベント等が中止になったことから、昨年度に引き続き今年度の事業実施が困難だろうという判断のもと、令和4年度に事業を移行したものでございます。

令和3年度の事業費を360万円の減、令和4年度の事業費を360万円の増となるものでございます。変更が生じた事業の内容につきましては、以上でございます。

次に、次のページ(5)新規に登載となった事業について。

総務教育常任委員会所管分について、ご説明をいたします。

上段の事業名が、消防救急デジタル無線管理制御卓更新事業でございます。事業内容につきましては、既存の消防救急デジタル無線管理制御卓がメーカー推奨期限の耐用年数を過ぎており、更新する必要があるというものでございます。令和5年度に制御卓を更新するものでございます。総事業費については400万円でございます。

中段の事業名が、福島小学校南校舎改築事業でございます。事業内容につきましては、建設から年数が経過している福島小学校南校舎を改築する内容となっております。令和5年度に基本設計を組みます。

こちらの事業費が650万円。展望になりますけれども令和6年度以降、実施設計、新校舎建設、旧校舎の解体を予定してございます。

一番下段の、第6次福島町総合計画策定事業でございます。事業内容につきましては、第5次福島町総合計画につきましては、令和5年度で計画の終了を迎えるものとなっております。次期総合計画を策定するための事業費でございます。令和4年度に策定業務に着手して、令和5年に計画としてまとめ上げたいというふうに考えてございます。令和5年12月会議の提案という目標に向けて、作業を進めて参りたいというふうに考えてございます。2カ年の総事業費で580万円でございます。総務教育常任委員会所管分の新規登載になった事業については、以上でございます。

なお、次のページ8ページから14ページにつきましては、経済福祉常任委員会所管分となりますので、説明については割愛をさせていただきます。

この度の総合計画の変更につきましては、7月12日10名の委員さんの出席によりまして、総合計画審議会を開催し、ただいま説明した変更の内容、新規事業の内容を説明し承認を得ているものでございますので、申し添えます。

続いて、資料の15ページをお願いいたします。

次に、福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。

#### 1、市町村計画策定の趣旨。

全国の過疎地域においては、これまで4次にわたる過疎法に基づき過疎対策を実施してきたところでございますけれども、しかしながら、過疎地域においては依然として人口減少や少子高齢化の進行が著しく、経済指標や道路等の公共施設の整備水準などについては、未だに都市との格差があるほか、まだまだ多くの課題を抱えている現状にあります。

今般、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日に期限を迎えたことから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が4月1日に施行されました。

市町村計画につきましては、新過疎法において策定が義務付けられているものではありませんが、新過疎法に基づく支援措置を活用する場合には、議会の議決を経て「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定する必要があります。当町としましては、新過疎法の適用を受け、引き続き過疎対策を講じる必要があることから、本計画を策定するものでございます。

2、前計画（平成28年度から令和2年度）の取組み状況。

過疎対策事業実績でございます。

計画に登載された、過疎対策事業費の総額が51億9,996万4千円。そのうち、過疎対策事業債が17億1,690万円となっております。こちらにつきましては、一般会計、水道事業会計、浄化槽整備特別会計の総額となっております。

次のページをお願いいたします。

主な実施事業ということで、それぞれハード事業、ソフト事業ということで主なものを掲載させていただいてるところでございます。

3、市町村計画の概要でございます。

別冊に、福島町過疎地域持続的発展市町村計画（案）が御手元にあるかと思えます。

今回、策定する計画につきましては第5次福島町総合計画及び関連する個別計画がベースとなって策定しております。また、市町村計画に登載する事業計画につきましても後期実施計画・展望計画より登載しているものでございます。

計画書全体の構成・記載事項につきましては、「過疎地域持続的発展市町村計画作成例」に基づいております。過疎計画の記載事項として、地域の持続的発展の基本方針を記載することとなっております。

（1）の地域の持続的発展の基本方針でございます。

括弧書きのP11というのは、別冊の計画案の記載されているページを示しているものでございます。内容につきましては、この資料のみで説明をさせていただきたいと思えます。

市町村における地域の持続的発展の基本方針を定めるにあたっては、北海道が作成します「過疎地域持続的発展方針」に基づき、市町村における過疎の状況を踏まえつつ、これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題等について検討したうえで、適切な方向付けを行うこととされています。

また、法の持続的発展の趣旨を踏まえ、過疎地域における「持続的な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」について、地域の将来像とそのため基本的な施策について定めるものであります。

当町におきましては、過疎化の進展による影響で、まだまだ取り組みを強化しなければならない課題を抱えている状況にあることから、これまで取り組んできた過疎対策を継続するとともに、「福島町総合計画」及び「福島町総合戦略」などとの整合性を図りながら、「産業の再生による雇用の創出」、「次世代を担うリーダー等の育成」、「若者等の定住対策」、「子育て支援の充実」をはじめ、「地域資源を活用した地域間交流の推進による人の流れの創出」、「関係人口の創出を加速」させ、人口減少にあっても活力のある持続可能な地域社会の形成を目指すことを基本方針としております。

新過疎法では、過疎対策の実効性を高めるため、市町村計画の記載事項として（2）、（3）の目標及び達成状況の評価が追加されてございます。

（2）の地域の持続的発展のための基本目標でございますけれども、ただいま申し上げた（1）の基本方針に基づき、下記（4）の計画期間内に達成すべき計画全体に関わる基本目標を定めてるものでございます。

基本目標につきましては、3つ定めたところでございます。

基本目標1として、過疎地域の要件が人口減少率を基本とすることから、令和8年3月末住民基本台帳人口として、目標値として3,100人台を確保したいという内容でございます。

続いて。

基本目標2、令和3年4月から令和8年3月までの社会増減数ということで、転入転出の増減でございます。この社会増減は、施策効果の発現が期待されるということで、定めさせていただいたものでござ



います。目標値を300人減ということで、5年間で1年あたり平均60人の減と見込んでございます。

基本目標3、「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持するというので、こちらにつきましても、福島町総合戦略においても設定してございます。目標値を40パーセント台を維持したいという内容でございます。

続いて。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項でございます。

ただいまご説明しました、3つの基本目標についての達成状況の評価につきましては、福島町総合計画審議会において、毎年度検証し、適切な進捗管理を行うこととしております。

(4) 計画期間でございますけれども、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間といたします。

(5) 各分野別の現況と問題点、対策、事業計画でございます。

当町における、各分野別における現況と問題点を記載するとともに、それらを踏まえた具体的な解決策を定めております。

事業計画につきましては、対策に基づく事業計画の概要として、計画期間内に実施すべき事業名、事業内容等を「第5次総合計画後期実施計画」から記載しているものでございます。

過疎計画に記載する区分としまして、①の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から、一番下の⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項、こちらにつきましては、それぞれ現況と問題点その対策、事業計画を記載するものでございます。

右の所管委員会の区分につきましては、該当するところを白丸・黒丸で表記をさせていただいたところでございます。

4、新過疎法に基づく国の支援策でございますけれども、これまでの支援策と基本的に変わりはございません。

①過疎対策事業債の発行ができるということ。こちらハード・ソフト事業でございます。

②国庫補助金の補助率の嵩上げが可能ということ。

③税制特例の適用、それとこの後の報告事項にもございますけれども、地方税の課税免除をした場合に、交付税の方で減収補填措置がある、という内容となっております。

5、総合計画審議会との意見交換及びパブリックコメントの実施でございます。

本計画に対する町民からの意見を反映する目的で、総合計画審議会との意見交換及びパブリックコメントを実施したところでございます。

総合計画審議会においては、計画内容についての質問のほか、農業施策の取り組みについて意見が出されており、意見につきましては計画に反映する方向で整理したいと考えてございます。

また、パブリックコメントにつきましては、7月15日で終了したところでございますけれども、1名の方から1件の意見提出がございました。

内容につきましては、農地・林地の利活用に係る提言となつてございますけれども、町としてましては「計画案を修正しないで、今後の施策等の進め方の参考にするもの」として整理をしたものでございます。

パブリックコメントの方も、既に町ホームページの公表、それと8月の町広報で公表することとしてございます。次のページ。

6、市町村計画策定スケジュールということで、既に過ぎましたけれども6月につきましては、パブリック先ほどもご説明しました、パブリックコメントを6月25日から7月15日までの期間で実施してございます。6月25日には今回の案をもって、北海道へ事前協議ということで資料提出をしてございます。

7月12日に総合計画審議会にて意見交換を終えたところでございます。本日、総務教育常任委員会、明日が経済福祉常任委員会の予定となっております。

8月、北海道へ修正等を加えたいうえで本協議の資料の提出が8月11日の予定となっております。この本協議に対する北海道が同意ということで8月25日を予定してるところでございます。

9月、9月会議に本計画を上程の予定となっております。これとは他に、課税免除条例(案)についても上程の予定となっております。

以上で、第5次福島町総合計画の変更について、過疎計画を含む資料の内容をご説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○委員長（川村明雄）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は、後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

なお、質疑の場合、ページ数を示して質問ください。

委員会資料等、市町村計画別冊のこれら含めて行います。

質疑のある方ございますか。

木村委員。

○委員（木村隆）

15ページの特別措置法についてなんですけれども、現在、過疎地域自立促進特別措置法ということで、充当率が100パーセントで、元利償還金の70パーセントが交付税かどこか忘れちゃったけども、バックしてくるような形。新しいこの単純に新過疎法も同じ充当率で償還金のバック率も同じなんじゃないかな。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今、充当率が100で地方交付税に算入される割合が70パーセントというのは、新しい法律でも変わりはありません。

○委員長（川村明雄）

よろしいですか。

ほかに。

平野委員。

○委員（平野隆雄）

4ページの福島町チャレンジスピリット応援事業のところで、助成金の見込みの件数の見直しというふうなこと書かれていますけども、これは今までの部分で見込みがないっていうか、減らしてもいいというふうなことなのか、見込みがないってことなのか、どうなんだろう。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

令和2年度から、新しくチャレンジスピリット応援事業ということでやってございます。

それで令和2年度の実績なんですけれども、6件、それで助成金額なんですけれども、704万8千円という状況になってございますので、件数的には6件ということなんですけれども、1件あたりの限度額300万円に設定してございますけれども、だいぶ下回ってるような状況でございますので、今回、計画の内容を見直しをさせていただいたというところでございます。

それと、参考までに令和3年度でございまして、ただいま指定をさせていただいてる件数が1件、助成見込み件数が34万6千円という状況でございまして。この他に、相談というような形で2件程きてございまして、まだ指定申請には至ってはないというような状況でございまして。

○委員長（川村明雄）

ほかに、ございますか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

何点か伺います。

まず、4ページの地域おこし協力隊事業の関係なんですけども、展望の部分ですよね。について更に1名ということについて、これは観光協会の対応と連動するということの内容になるんじゃないかな。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回、補正させていただいた地域おこし協力隊の部分につきましては、3カ年の予定をしております。

それで展望のところにつきましては、今9月から採用というような形で考えておりますので、ちょっと年度

を跨ぐ関係上、展望のところに、こういう記載だけさせていただいたという状況でございます。ですから、この方が令和6年の8月いっぱいまでというような形のものになりますので、そのような形でこの展望のところは、そういう意味でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

そうすれば、その今予定してる分の対応については、観光協会の方と連動した対応ということの考え方でいいんですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

6月会議の時にも、ご説明はしたかと思いますが、今回採用する地域おこし協力隊の部分につきましては、観光推進を担っていただくというようなことで、主にこちらのところにつきましては、工房の人的支援というような内容で考えてございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

6ページの町勢要覧の関係。コロナの関係で、また1年延びることなんですけども、町勢要覧の内容の部分で、去年から今年これからまだ続くと思うんですけども、コロナ関連の部分の事業が予想外に多く対応してるんですが、その部分について町勢要覧の中に対応するという考え方は検討の中に入ってますか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回、町勢要覧自体また年度を先送りさせていただいたというのは、町勢要覧の方に記載するイベントだとか、掲載するイベントだとか、そういった所で写真の方も業務の中身で考えているところでございますので、そういったイベントが開催されないことによって、そういった資料も集めることができないということがあって、まず要覧の作成をまた1年延ばさせていただいたという内容でございます。

それで記載する方の、例えば今おっしゃられたように新型コロナウイルス関連のですね、そういった対応のところの部分で町勢要覧の方に掲載したりだとかっていうのは、ところの部分につきましては、まだちょっとそこまで予定はしてないというか、構成のところにつきましては実施する時に改めて考えていこうかなというふうには考えてございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

7ページの福島小学校の南校舎の関係なんですけども、現況の南側校舎の建築年度と、その当時の福島小学校の定数、1年生から6年生まで何人だったかというのは把握してますか。

○委員長（川村明雄）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

福島小学校南側校舎につきましては、昭和53年の建築でございますが43年が経過しておりますが、昭和53年当時の児童数までは今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご回答をさせていただきたいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

過疎の関係の市町村計画、これは諮問会議は経ているということなんですけども、関係団体との調整というのはどういうふうになってましたか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

個別の関係する団体との調整というのは、やってはございません。

審議会の方にある程度というか、産業団体等の代表も参画をしていただけたところでございますので、そういった形で意見が合えば反映が可能なのかなというふうには考えてございます。

○委員長（川村明雄）

ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

意見交換ある方どうぞ。

木村委員。

○委員（木村隆）

何ページってわけじゃないんですけども、人材育成ということについて、この新過疎法の中で、どういう風にプランニングしていくのかなということ。18ページの1番上にも移住・定住・交流の促進、人材育成という言葉あります。

全国町村会のホームページに、これ4月19日のコラムなんですけども、早稲田の宮口教授の方がコラムを寄せてまして、この新過疎法の第1条の冒頭の言葉がですね、人材の確保及び育成というふうになってるんです。ですから、国も相当、今までハードにお金を突っ込んできた分をソフトに展開していかなきゃないっていうふうに思ってます。

じゃあ実際、人材育成って何なんだろうなと考えたりすると、やっぱり経験させるっていうことだと思うんですね。経験値を上げていかないと人材も育っていかない。今は確かに資格を取ることに對してお金を突っ込んだり、建物をこうチャレンジなんかで建物を建てたりすることに補助していきんだけれども、どうしてもその経験させるこの小さい町です、だんだん人口減少が激しくなっていて、若者も交流していく形は今は少し見えなくなっていく。コロナ開けると、やっぱり人も動いていく。やっぱり外に行って見たり経験したり、そういうことっていうのはやっぱり大事だと思うんですね。

ですから、具体的なこういう事業をして欲しいっていうふうな個別なことは今はちょっと考えてませんが、ざっくりとしたなかで、やっぱりこの町の補助で資格を取った、その資格を磨きに行ったりだとか、例えば視察に行く時に補助してもらうだとか、そういうふうな経験をさせる経験値をあげるっていう何か新しいプランを使ってですね、それでソフトで過疎債を突っ込んでいくような形っていうのも、これから大事になるんでないかなって思うんですけども、その件についてお伺いします。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

木村委員おっしゃる通りですね、過疎対策の今の新しい法律の中の目標の項目の追加ということで、人材の確保・育成、それから情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等ということで、一番最初のその人材の確保・育成という形で出てきてございます。

それで、当町でやっているとところの人材の育成の部分のところにつきましては、農林水産業の担い手の育成・確保、それと資格取得の為の人材育成支援事業という形で実施をさせてもらってございます。

それと、色んなところに視察で経験値を上げるというようなところにつきましては、地域間交流の中では市町村交流事業で児童・生徒も若干そういったものもあるのかなと思いますけれども、経済段階になるところにつきましては、既に産業活性化サポート事業の方で、視察研修というところでもですね、補助も可能でございますし、人材育成支援事業のところも研修という意味では確か活用が可能なかなというところがございます。

主に、他地域への視察研修ということであればサポート事業を活用できるのかなという風には考えてございますので、そういったところがちょっと足りなければ、そういう支援制度のPRも今後必要かなとい

う風に考えます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

そうですね、足りないかなあと思っています。

それは数年前に商工会青年部の部長をやらせていただきました。

相撲なんかで、函館の商工会議所の若い方来られますけれども、もう30代後半になりますと、みんな社長の肩書で来ます。私達はまだ後継者みたいなペーパーみたいな感じでお話しますが、やっぱ太刀打ちできないですね。そういうことも踏まえてですね、今一度検討して考えていただきたいなと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

ご意見いただきまして、ありがとうございます。

私も人材育成は確かに議員おっしゃるとおり、見聞を広めるということも大切だと思っておりますけれども、国がたぶん掲げているのは人材育成と確保ということで、日本全体の人口が今減り始めてる中で、人を確保すること自体が特にこの地方によっては厳しいというなかで、我々としては、やはりその場で生活していく人達を作っていくかなければ、いくら見聞を広めても、この地に残っていくと言いますか、育って行かないという私思いをしていますので、そういったものを中心に、我々としては今、制度を作らせていただいております。

やはり、生計が成り立って初めてこの地に残っていただくことになりますので、ただただ資格や色々何と言いますかね、知見を広める高めるだけでは、なかなか厳しいんだと思っております。

やはり地域に根差していくためにも、漁業者だったり、農業者だったり、商業者がしっかりとまずはここで営みができるようなことをまず我々としてやっていく。そのなかで人材を育てていくという形が私はいいのではないかなと思っておりますので。ただやっぱり、そのなかで従来の形のなかで、これから今、時代が変化していく中で、ずっといけるかとなると難しいものがありますので、やはり私は漁業者でも農業者でも商業者でもいいですから、ある程度の生計が成り立って、これからまた大きくしていくというなかで、やはり広い世界を見ながらですね、知見を広めていくことが、また、この地元に戻って生きてくるのではないかなと思っておりますので、我々としては総合計画も含めて、これから第6次の開発計画が始まり、今、作業が始まってきますので、そういったなかにまた新たな視点で、そういったものを取り入れてやっていくべきではないかなと。

まずは実際、今ここで養殖昆布をはじめ、後継者の方々が都会から帰ってきてやってございますので、そういった方々にどんどんですね、そういったものを町として支援できるような体制が取ればなあと思っておりますので、そういったものをこの過疎計画の中のソフト事業として展開できれば私はいいのではないかなと思っておりますので、この計画が全てではありませんので、私はこの5年間の計画の中で進化させていけば問題ないのではないかなと思っております。

そういったものは、また現場の方々とお話をしながらですね、どんどん若い人達が必要とするものを町として支援できる体制をとっていきたい、そのように思っています。

○委員長（川村明雄）

そのほかございますか。

平野委員。

○委員（平野隆雄）

チャレンジスピリットのところで、4ページなんですけど。

課長の説明ですと、令和2年が6件と言いました。令和3年が今のところ1件という風なことで見直ししなきゃない状況がきてるんだろうなと思っておりますけども。

使いつらいと言いますか、この制度の助成金。例えば、新たな今出てきました昆布の養殖事業に参加するという風なものは割に簡単かもわかんない。だけど、例えば町内で店をやっている。息子がいる、もちろん親父もいると、親も。っていう風な形で、このコロナ禍のなかで息子の部分だとこれ該当するという風な事業なんですよ。

そういう風なことは難しい、私は難しいと思うんですよ。この見直しなりなんなりをしないと、せっかくのこの3, 700万円マイナスの分なんですよね。いたましいなあって思うんです。

その辺の見直しをするつもりはありませんか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

このチャレンジについては、私が町長就任した時に「がんばる地元企業等応援条例」を作らせていただきました。これが大変好評で3年間で4億5千万円の一般財源を使わせていただきます。

本来であれば、それを財源が豊であれば、それをずっと継続しながらですね、事業継承をしていただくというのが考えであろうという思いがしています。

ただ、やはり限られた財源の中で、とりあえず3年間である程度、一定期間の事業継承には繋がったのではないかという判断のもとで、今度は新しく挑戦する人達を応援したいということで、チャレンジという形を作らせていただきました。確かに、やはり新しく事業を起こすということは、やっぱりかなりエネルギーがいりますので、なかなか継続する、がんばるから比べるとですね、やはり数は私は圧倒的に少なくなるというのが一般的ではないのかなという風に思っています。

そういったことで、まずはしっかりまた3年経過を見させていただいてですね、今、委員おっしゃるとおり、これから問題点もまたあるんだと思ってますし、また財源との相談もありますけども、そのところについては、色んな形でまた新たな制度に組み替えるということは、私は特段問題はないのかなと思ってます。

ただ、今、制度を始めておりますので、この様子を見させて頂いて、確かに件数は少ないですけども着実にやっぱりそれを希望する方々がいらっしゃいますし、我々も当初制度を作った時には、そんなにそんなに来るとは思ってこの予算を組んだわけではありません。

概数としては大きくあげましたけども、やはりこのところに、なかなか若い人達を含めて起業するということは大変だということが見えてきてますので、そのなかで修正するところはですね、あれば多少のアレは有るだろうと思えますけども、まずは最低3年位は現行の制度の中で少し様子を見ながら、次の進化、更にはまた3年後に制度を変えていくというのが私は一般的ではないのかなと思ってますので、まずはここ今年の状況をちょっとまた見させていただいて、去年も我々としては少し6件というのも多い方ではないのかなという気がしていますので、今年の状況をちょっと少し見させていただいた中でまた、来年の予算に向けてまた新たな評価を加えていきたい。そのように思ってます。

○委員長（川村明雄）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

普通の状態でない部分がありますよね。このコロナ禍の部分で。それによって、例えばお客さんこれだけのものが今までは入っていたんだけど、今度は何て言いますか、1人ずつでないとかっていう人数制限が出て来ている。そういう風なことで、例えば建築の関係で増築なり間仕切りなりをしなきゃない、とかという木材が上がったとか、コスト面で、もう300万とか500万っていうのはすぐかかりますよね。そういう風なことからすると、制度そのものがちょっと見直しをとにかく早めにしないと、コロナが終わったんであればいいけど、まだこれからどれだけいかわからない部分もありますんで、その辺を出来れば早く見直しなりをしていただきたいと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

ここ2年は本当にコロナ禍のなかで業者さんもかなり苦慮しているというのは我々も聞いてございます。

ただ、今のところについてはチャレンジとはまた別にですね、コロナの対策の中で何が出来るかという政策を打っていった方がいいのかなと思ってます。それで、我々は私常々言ってますけども、他の町から比べてかなりワクチンの関係も早い状況で、8月10日にはある程度80パーセントの方々がワクチンを打っていただくという形になりますので、いち早く私は、少し経済を回して行く準備を9月からしようということで、庁舎内役場内でも議論をしています。

そういったなかで、例えば新たな生活様式の中で必要な経費が掛かるのであれば、やっぱり私はコロナ対策という形のなかで、しっかり予算を組んで、それを道なり国に訴えて支援をいただくという形が私はいいのではないのかなと思ってますので、そここのところについては、このチャレンジと少し線引きをさせていただいた中で、9月以降また議会の方とも色々和我々としても地域振興策に少し予算を押しえていきたいという思いがありますので、そういった中でまた提案が頂ければ、そういった中で是非政策を打っていききたい。そのように思っています。

○委員長（川村明雄）

ほかに意見交換ございますか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

まずね、さっきからちょっとおかしいなと思って聞いてたんですけど、今の地域おこし協力隊の関係とチャレンジスピリットの関係。

これ従来から総務でやってたんで、こういう構成なんでしょうかね。頭が基本方向が産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成ということで、経済の方でもあるんで、今こう議論していると私の聴こうとするのは、中身的にはどうもその経済福祉の対応になるんだという風な感じがするんですけども。それちょっとすみません。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

地域おこし協力隊のところにつきましては、企画の方で作業等の窓口というか、そういったことをやってございますので、それで実際はその原課の方で例えば教育委員会の方に張り付いていたりだとか、産業課の方に張り付いてってということがありますけれども、所管している企画ということで、総務教育の方で整理をさせていただいているというのが現状でございます。

チャレンジのところ、がんばるところについてもですね、今、企画の方で補助金の交付決定なり相談等を受けてますので、そのそちらのラインで今回整理させていただいたという状況でございます。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

休憩していいですか。

○委員長（川村明雄）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時59分）

（再開 11時12分）

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの溝部委員からの質問に対して、石岡教育委員会事務局長より答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

昭和53年福島小学校南側校舎建設当時なんですけど、昭和53年の5月1日現在の児童数が福島小学校で664名です。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

6ページの町勢要覧の関係ですね。内容については、これからの検討ということなんですけども、従来の要覧に比べてですね、この2年間のコロナの関連が非常なウエイトを占めたわけですから、そういった特に福島は率先してと言いますか、他の市町村に比べて色んな対策を早く対応してきたという風に思うんですね。これだけの長期間にわたる、ある種の災害ということからすればですね、そのことをきちっと町

勢要覧とか記憶に留めるってことが、私は大事だという風にそれぐらいの大きな災害事件だというに思いますんで、是非その辺を検討をしていただきたい。そのためには課長言うように記録をきちっと整理しなきゃいけないわけですから、写真等も含めて早めにその方向性を検討をして、怠りなく準備をしていただきたいという風に思いますが如何ですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今の視点というか、のところについては、あまり重きを置いてはいなかったというのが正直なところでございますけれども、ある意味のその災害という風に確かに捉えられるのかなという風に鑑みますので、これまで町の方で例えばワクチンの接種であったり、そういったことをやってきたものについてですね、町勢要覧の紙面の構成というところについては少し配慮していきたいかなという風に考えてございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

7ページの福島小学校の南校舎の関係ですね。今、石岡事務局長から53年の建設で当時は664名だったと。現況ですね、5月現在で81名ですよ生徒数が。とすると、大変な減少な状況ですから、当然その校舎を新たに建て替えるということになると、内容を相当検討しなきゃいけないという風に思うんですね。あとの南側校舎を除いた部分についての状況等も踏まえて、81名、今後それが急激に増えるという状況にも無いわけですし、将来的には吉岡小学校の統合等も念頭に入れながら、全体的な生徒数の推移含めて設計の段階に入っていくんだという風に思いますけれども、現況の想定として、今あげた生徒数の問題、あるいは他の校舎も含めた全体的な構成と言いますか、その状況についての検討の状況はどうなってますか。

○委員長（川村明雄）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

福島小学校の正面玄関ある、いわゆる新しい校舎なんですが、こちらの方につきましては平成4年で今現在まだ29年という経過でございます。それで私共の方の今、事務局段階で構想段階のお話になりますが、南側校舎につきましては、今現在ちょっと使用してない教室等もございますので、現況が南側校舎の延床面積が1,446平方メートルございます。このおよそ3分の2、964平方メートルを今現在職員の駐車場として使ってる方ですね、体育館に繋ぐようなスタイルで計画を今現在構想しております。

その中で今、令和5年に基本設計の部分進めますが、それまでの間に現況の部分の精査をしながら詰めて参りたいなという風には考えております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今あれですよ、福小の南側校舎の塗装か何かの工事が入ってますよね。ということは、今の石岡事務局長の説明では建物はそのまま使った状態で、その位置、たぶん法線が変わった状況で検討するという内容なんでしょうか。

当然、令和5年の設計の関係ですから、そこまでにはまだ時間があるんですが概要としては今説明した内容程度ということでもいいんですか。

○委員長（川村明雄）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

南側校舎なんですけど、ただ今やってる工事がですね、昭和53年の建物なものですから一部外壁が落下してきておまして、そこ下を通ると危険だということで、今モルタル打って、モルタルをやって、その外壁を防御するとか保護する工事を今やってもらってます。

結局、外壁はそうなんですけども中身はまだ使用には十分耐えられる施設だとは思ってるんですけども、如何せんそういう外壁の状況でございまして、耐震上やはり危険な状況にあるっていう風な我々認識して



おります。

今、石岡事務局長申し上げたとおり、かといって当時の人数を考えると、今の必要な教室数、面積がどうなのかということを考えれば、今の南側校舎の3分の2程度でいいだろうと。で、一日の大半を過ごす普通教室をメインで、我々は今そこを新しくしていきたいという風な考えであります。建設位置については授業あるものですから、今の建物を使いながら別な場所に新しい校舎を、3分の2程度の校舎を造っていく形になっていくんだと思っております。

今のところ、令和5年に頭出しをさせていただいて、次の計画、総合計画の中で具体的な建設の計画を考えていきたいという風なことで今考えております。詳細については、ある程度の考え方しかしてないんですけども、概略としてはそういう考え方をしております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今教育長の説明では、今の外壁を含めた工事を中身的には十分その対応できるという様な状況なようですから、出来ればきちっと、生徒数の推移、それからそれに合わせた建物って言いますか、校舎の在り方、それらも含めてきちっと整理をしたうえで、対応して頂ければという風に思います。

そのことで令和5年がずれ込んでも、十分、南校舎自体は対応できるということの状況だと思いますんで、慎重にその対応をすることをお願いをして、この部分は終わりたいと思います。

それから過疎の新たな計画なんですけど、この人口ビジョンの関係ですよ。

これが平成25年に最初一番スタート。その状況、人口ビジョンそのものがちょっと正確でないということで、平成30年ですよ、改正をして整理して現行にこうある。その人口推計が、この計画の5ページに載っているんですよ。これは2020年の計画が数値として出ているんですけど、その段階で社人研の3,742人に対して福島も推計が3,763人。これは担当課に確認したら、国勢調査と同じように各年の10月の推計ということですから、住民基本台帳の2020年の10月これが3,872人になってるんですよ。とすると、推計よりも109名多いということになるわけですね。

ですから、この結果の状態について、色んな対策を打ってきたということもあるでしょうし、推計そのものがまだ甘かったという見方も逆にですよ、厳しかったということなのか、その辺について町長どう考えてるか教えてください。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海青春）

人口につきましては、過疎債の計画と併せて人口ビジョンの関係の中で、我々社人研の数字が出た時はかなりショックを受けてアレしましたけども、我々として何とかそれを、この計画を作る時には、それを上回る計画で行きたいということの数字を出させていただきました。

ただ、従来は計画を作る時にもう少し高い数値、希望数値まで入れて、だいたいそれを常々下回ってきたというのが私経緯としてありましたので、その反省を踏まえて、なるべく実数に見合う形で推計をして行きましょうということで、今回、社人研の数値よりは少しいい状態です。

ただ、議長ご承知のとおり国勢調査と、やっぱり住民基本台帳に乖離があるというのは、当然、住所を置いてますけども実態として国調の人数に入っていないという方が相当数いらっしゃいますので、そのところでどうしてもそれなりの人数が減ってくる形になりますので、実際、交付税から比べると住基は常に多い形で推移をしていくんだと思っております。

ただ、やはり実態として、多分、交付税なり色んな形で、とらまえられる数字は国調の人口でありますので、まずそのところをベースにしたなかで、なるべくこの減り方を我々は増やすということは、今この地方、日本全体が減少傾向にある中で、限りなく難しいんだと思いますので、我々としては、なるべくその減り幅を少なくする形の政策を打っていくということに尽きるんだという風に思っておりますので、そういったものも含めて、少しやはり、だいたい自然減は、だいたいこう読めてきているのかなど。ただ問題は、社会減、基本的に子供さんが高校に上がる、中学校に上がる時に函館に家族ごと住所を移される方が相当ありますので、そういったところの手当てを少ししていかなければですね、また、なかなかこの幅も減ってこないのかなという気がしますので、そういったものも含めながら我々としては、なるべく今

の形を少しでも上回る形を政策の中で打って行ければなという感じをさせていただきます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

私は社人研の見方も、おおよそ近い形ですし、ただ25年に見た、作った人口ビジョンそのものがちょっとね甘すぎたと。いうことで現況のその改めた人口ビジョンそのものは、だいたいその推移の状況かなと思ってます。

子育て支援の関係とか、定住対策も含めて、ある程度効果は出て来ているんだと思いますけども。ただ一方で、特に高齢者の部分の状況を見ると6月末で始めて、その50パーセントを超えたわけですよね。これを10年前と比較すると、高齢者人口そのものは10年前とほとんど変わらない数値なんです。比率だけが上がって、今度は高齢者の人口の数が少なくなっていくという減少が出て来ている。後期高齢者も同じように6月末では26.6パーセントなんですけども、これもやっぱり人数的には10年前と変わらない数値なんです。比率がもう上がってるという状況なんです。こういう状況のなかで、町の運営そのものを10年前と同じようにっていうわけには、なかなかいかないということだと思っただけですよね。

そういった部分で、例えば色んな組織や団体の関係ですよね。その在り方も、そういう視点でもう一度見直す必要があるだろうということの考え方ですよ。

先般、経済福祉の方で介護関係の事業所と懇談会をしました。そういった部分のなかで、やはり逆にその例えば特養の待機者の数が当時は50人とか、それだけ桁だったと思うんですが、今は1桁の待機っていうことの状態。それを奪い合うみたいな。今度は体制側としては、なかなかヘルパーが足りなくて大変だという状況とかありますし、ですから社会福祉の関係、あるいはその、今日は総務ですから総務関連の色んなその団体、関連団体とか、そういうものの全体の見直しと言いますか、今の状況にあった、あるいは、この5年先10年先の状況に合わせて、どういう組織の在り方が良いのか、みたいなものを今の段階で検討すべきだろうと。

本来は、この過疎の計画を作った段階で、そういうものを想定しながら組織がどうあるべきかみたいな形で、関係団体ときちっとその辺も状況も説明をして、町側の方から現況はこういう状況ですし、人口の推移も含めていくと、こういう状況になりますよということも情報周知・共有したうえで、どうするかという話だと思うんです。さっきは質疑の段階で課長が述べたように、諮問会議には確かにその各関係団体が入ってる、それは確かだという風に思うんですけども、ただ、その関係団体そのものの内容について細かく話をするという形は諮問会議の中では出来ないと思うんです。

ですから、原課それぞれに所属する関係団体等、本来は計画を作る前の段階に、その辺の情報を共有した上で計画を作ると。意向を踏まえながら計画を作るということを、これは前から何回も話してるんですが、なかなかそういう状況になってないということで、再度、厳しい限界集落の状況になった段階での今後の各福島町の組織の在り方について、どう考えるか最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

人口が3,800あまりの中で、これまで1万3千あった人口が減ってきているなかで、確かに議長おっしゃるとおり組織の在り方、町内会含めて、色んな形で担い手がいないというのが現実であります。

そこを我々としては、やはり人生100年時代というなかで、やはり高齢者の方々にも、これまで60になってリタイアするんじゃなくて、少しこう幅広く担っていただくことの仕組みは作っていかなければならないのかなと思ってます。

ただ1点、議長にお願いとか理解して頂きたいのは、過疎の関係で今議論した方が良いんじゃないかという意見をいただきましたけど、我々は総合開発計画の中の過疎計画という位置づけを、どうしてもとらまえて、過疎債を頂くために計画を作ってるような状況があります。

それで、総合計画については4年に1度の計画ということで、今4年5年で今度新たな計画を作りますので、私は反対にその中で、今、議長の意見については私も全く同じような考えを持っていますので、そういったなかで、きっちりやっばり次の8年計画を作る段階で、やはり町として、今の人口これからまた少し減っていくんだとは思いますが、そういった中にどういった組織があって、どういった体制がい

いのか。

本当に高齢者の人口についても比率は高くなりますけども、高齢者も減ってきている状況にはあるわけでありますので、その中でやはり色々な形でそれを支える方々が少なくなっているし、不足がちだということも現場の方からは聞いてますので、そういったのも含めながら町全体の中で、町内会も含めながら色々な組織がありますけども、少しは私はその組織自体も時代に合った形、そしてスリム化していかなければ、従来のように、同じ人がいくつも組織に入ってやってるような状況ではもう無いのではないのかなと思ってますんで、そういった議論も4年5年で総合計画を今度は審議会のなかで最終決定はしていただきますけども、やはり地域に入って色々な団体含め、産業団体も含めてですね、福祉団体も含めて、そういった現場の意見を聞いたなかで、これからの在り方というものをやはり真剣に議論するべきではないのかなという風に思っておりますので、そういった中で少し進めて行きたいということの理解をちょっとお願いしたいなと思ってます。

○委員長（川村明雄）

そのほかございませんか。

花田委員。

○委員（花田勇）

9ページ中段ですけども、吉岡漁村環境総合センター解体事業ですけど。

○委員長（川村明雄）

9ページ。

花田委員、ここは経済常任委員会の部分ですので。

○委員（花田勇）

だめなの。

縄文土器のこと聞きたいんだけど。

9ページのセンターの中に入ってるでしょ。

○委員長（川村明雄）

休憩でもよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長（川村明雄）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時35分）

（再開 11時37分）

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか意見交換ある方いらっしゃいますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

それでは無いようでございますので、以上で、調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）の質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の方は退席をお願いいたします。

大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時38分）

（再開 11時38分）

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）、この本委員会の意見の取りまとめを行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時39分）

（再開 11時44分）

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）、休憩中の論点・争点の整理でございますが、先程も申し上げましたけれども、1つ目に人材育成の抜本的改革問題、それからチャレンジスピリットの助成金の再考見直し等、福島小学校の建築計画の再考、町勢要覧の内容発行にかかる部分の検討を願いたい。

さらに、限界集落になっている当町の現状を十分各団体との協議話し合いに理解を求めながら、これからの行政を検討してもらおう。

このような概ね5点という格好でよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○委員長（川村明雄）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）に関する本委員会の意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）に関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、（2）の報告事項についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時46分）

（再開 11時56分）

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3のその他でございますけれども、意見書が出されておりました、これまでの審議してきた内容等もありますけれども、まず1つ目は、沖縄戦の遺骨収集ボランティアによる沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書でございます。

この件については、国の方策として行われておりますので、これは上程しないという風に委員長意見として取りまとめたいと思います。

次に、「ゆきとどいた教育を進める」北海道連絡会からは20人学級を展望した少人数学級、それはございません。

この件につきましては、今年3月に小学校の全学年の35人以下の学級実現に向けた義務教育標準法一部改正がなされておりました、35人学級については、これまでの委員会でもまとめて取りまとめて、国に送付してきたという事実があります。

これにより、更に20人についてということですが、今般、改正になったということで、これも上程しない。

次に、特別支援学校の実行にかかる設置の基準だとか、学級編成基準の改正を求める意見書でございますけれども、平成28年、令和元年に委員長判断で委員会審議していないという前例がありました。

その前の年は、さらに不採択の内容となっております。これも、そのように取り扱いたいと。

次は、大学生等への給付奨学金制度の拡充を求む意見書でございますけれども、平成30年に文部省で新たな所得連動型奨学金制度の導入をいたしましたので、これも上程しないという風にしていきたいと思っておりますので、ご了解をお願いします。

12時過ぎますがよろしいでしょうか。

お諮りいたします。

それでは今の、3 その他についての意見について何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○**委員長(川村明雄)**

それではないようでございますので、以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労様ございました。

---

(閉会 12時00分)

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長      川 村 明 雄